



宮古島市教育委員会 特別支援教育リーフレット① 令和6年度



「障害のある子供の教育支援の手引き ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」令和3年6月(文部科学省)から抜粋
「発達を障害を含む障害のある幼児児童生徒に関する教育支援体制整備ガイドライン」平成29年3月(文部科学省)から抜粋

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。(学校教育法第81条第1項)

これは必ずしも、医師による障害の診断がないと特別支援教育を行えないというものではなく、児童等の教育的ニーズを踏まえ、後述の校内委員会等により「障害による困難がある」と判断された児童等に対しては、適切な指導や必要な支援を行う必要があります。



校長の役割

◇特別支援教育を柱とした学校経営

校長(園長を含む。以下同じ。)は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進します。

◇特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

校長は、学校内の関係者及び関係機関との連携調整並びに保護者の連絡窓口となる特別支援教育のコーディネーターの役割を担う者を指名し、校務分掌に位置付けて特別支援教育を推進します。

◇教職員の理解推進と専門性の向上

校長は、学校内での研修を実施したり、教職員を学校外での研修に参加させたりすることにより、専門性の向上に努めます。

◇保護者との連携の推進

校長は、各学校それぞれの実態に応じて、全ての保護者に対して、特別支援教育に関する理解を図るとともに、保護者と協働で支援を行う体制を作ります。

◇個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理

校長は、個別の教育支援計画等を活用し、教育上特別の支援を必要とする児童等の支援内容を進学先へ適切に引き継ぎます。



特別支援コーディネーターの役割

◇学校内の関係者や関係機関との連絡調整

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進します。

◇各学級担任への支援

特別支援教育コーディネーターは、各学級担任からの相談に応じ、助言又は援助等の支援を行います。

◇巡回相談員や専門家チームとの連携

特別支援教育コーディネーターは、巡回相談員及び専門家チームとの連携を図ります。連携に基づいて、個別の教育支援計画等や支援内容の改善につなげていきます。

◇学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

特別支援教育コーディネーターは、学校内の児童等の実態を把握するための校内体制構築や、研修の実施を推進します。



通級担当教員の役割

◇通級担当教員は、校内の教育支援体制の整備に当たって、専門的な見地から助言を行います。

特別支援学級担任の役割

◇特別支援学級担任は、校内の教育支援体制の整備に当たって、担当する障害種に関する教育について最も知識のある専門家として助言を行います。



養護教諭の役割

◇養護教諭は、各学校の特別支援教育の校内体制の中で、児童等の心身の健康課題を把握し、児童等への指導及び保護者への助言を行うなど、重要な役割を担います。

通常学級の担任・教科担任の役割



◇気付きと理解

通常の学級の担任・教科担任は、自身の学級に教育上特別の支援を必要とする児童等がいることを常に想定し、学校組織を活用し、児童等のつまずきの早期発見に努めるとともに行動の背景を正しく理解するようにします。

◇個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理

通常の学級の担任は、特別支援教育コーディネーターと連携して、教育上特別の支援を必要とする児童等の個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成の中心を担い、適切な指導や必要な支援に生かします。

◇通常の学級の担任・教科担任による支援、指導の実際

通常の学級において、教育上特別の支援を必要とする児童等に対して適切な指導や必要な支援をするとともに、温かい学級経営及び分かりやすい授業を心がけます。

◇通常の学級の担任・教科担任を支える仕組み

通常の学級の担任・教科担任は、教育上特別の支援を必要とする児童等への適切な指導や必要な支援を行うために、校内外の様々な人材や組織を活用します。

◇保護者との協働

通常の学級の担任は、保護者が児童等の教育に対する第一義的に責任を有する者であることを意識し、保護者と協働して、支援を行います。

◇交流及び共同学習の推進

通常の学級の担任は、障害のある児童等と障害のない児童等との交流及び共同学習を積極的に検討します。

チームとして学校全体で取り組むことが大切です!

特別支援教育に関する校内委員会の役割

校内委員会の設置と運営

校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会(校内委員会)を設置します。



校内委員会の役割の明確化と支援までの手順の確認

- 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。
(個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。)
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断※1を、専門家チームに求めるかどうかの検討。
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み※2作り。
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

※1 障害の有無の判断を校内委員会や教員が行うものではないことに十分留意する必要があります。

※2 各学校に在籍する児童等は、特別支援学校と異なり、全ての児童等が障害による学習上又は生活上の困難があるわけではないため、各学校における校内委員会の役割として、障害による困難のある児童等を早期に支援する仕組み(早期に気付くための教員の研修の実施、判断の参考となるツールの活用、保護者からの相談体制(合理的配慮の提供プロセスも含む)、前の在籍校等からの支援内容の適切な引継ぎ体制等)を作ることが重要です。

校内委員会の組織及び構成

校内委員会を設置するに当たっては、独立した委員会として新規に設置したり、既存の学校内組織(生徒指導部会等)に校内委員会の機能を持たせたりする方法があります。それぞれ利点があり、各学校の実情を踏まえて設置することが大切です。

また、校内委員会の構成員としては、例えば、管理職、特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、指導教諭、通級担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童等の学級担任、学年主任等が考えられます。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制を作るために必要な者を校長が判断した上で、構成員とすることです。

支援内容の共通理解と定期的な評価

校長は、校内委員会で支援の対象となった児童等の支援内容について、定期的に校内委員会に報告させるとともに、学校内の教職員に共通理解を図ります。そして、学期ごと等、定期的に外部の専門家等の助言も活用しつつ、評価を行います。

評価結果や保護者の意見を踏まえた支援内容の見直し

校長は、児童等の状態や支援内容の評価を踏まえて、必要な見直しを行います。見直しに当たっては、児童等の成長の状態や、家庭における状況の変化等、保護者からの意見も参考にすることが大切です。

特別支援教育推進の核となるのは**校内委員会**です。
今一度、確認しましょう。



多様な学びの場

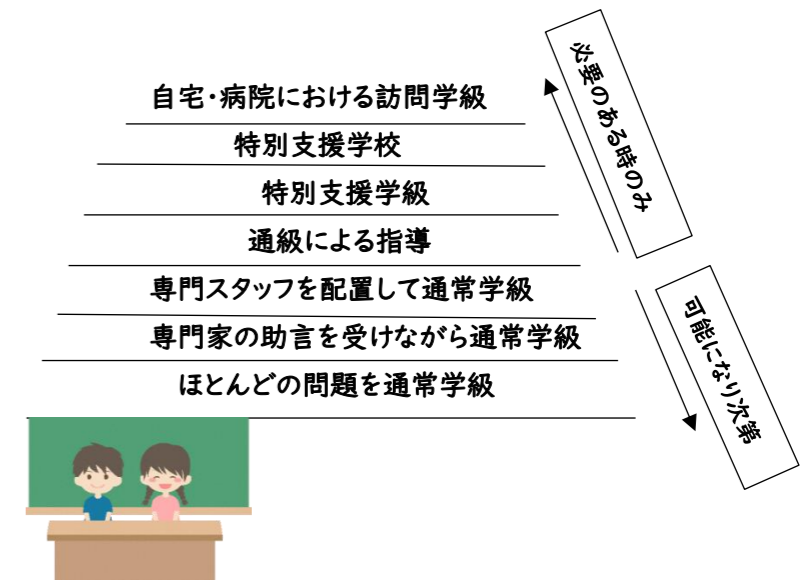
「多様な学びの場」とは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のことを示しています。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。



固定しない「学びの場」

就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

日本の義務教育段階の多様な学びの連続性



※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会 平成24年7月)引用





学びの場の内容

通常学級の指導

小中の通常の学級に在籍している障害や特性のある子どもについては、一人ひとりのニーズに応じて指導内容を工夫することとされています。学習指導要領解説(平成29年6月)においても個々の子どもの学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを各教科において示しています。

通級指導教室の指導

・通級による指導とは、小・中学校の通常の学級での学習におおむね参加でき、一部障害の状態に応じて、特別な指導を特別な指導の場で行う教育の形態です。自立活動を取り入れ、一人一人の児童生徒の状態に応じて具体的な目標や内容を定めて指導します。障害種別により13名以上で設置申請ができ、最大で週8時間程度の指導を受けることができます(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、言語障害、情緒障害、学習障害、ADHD、自閉症が対象)

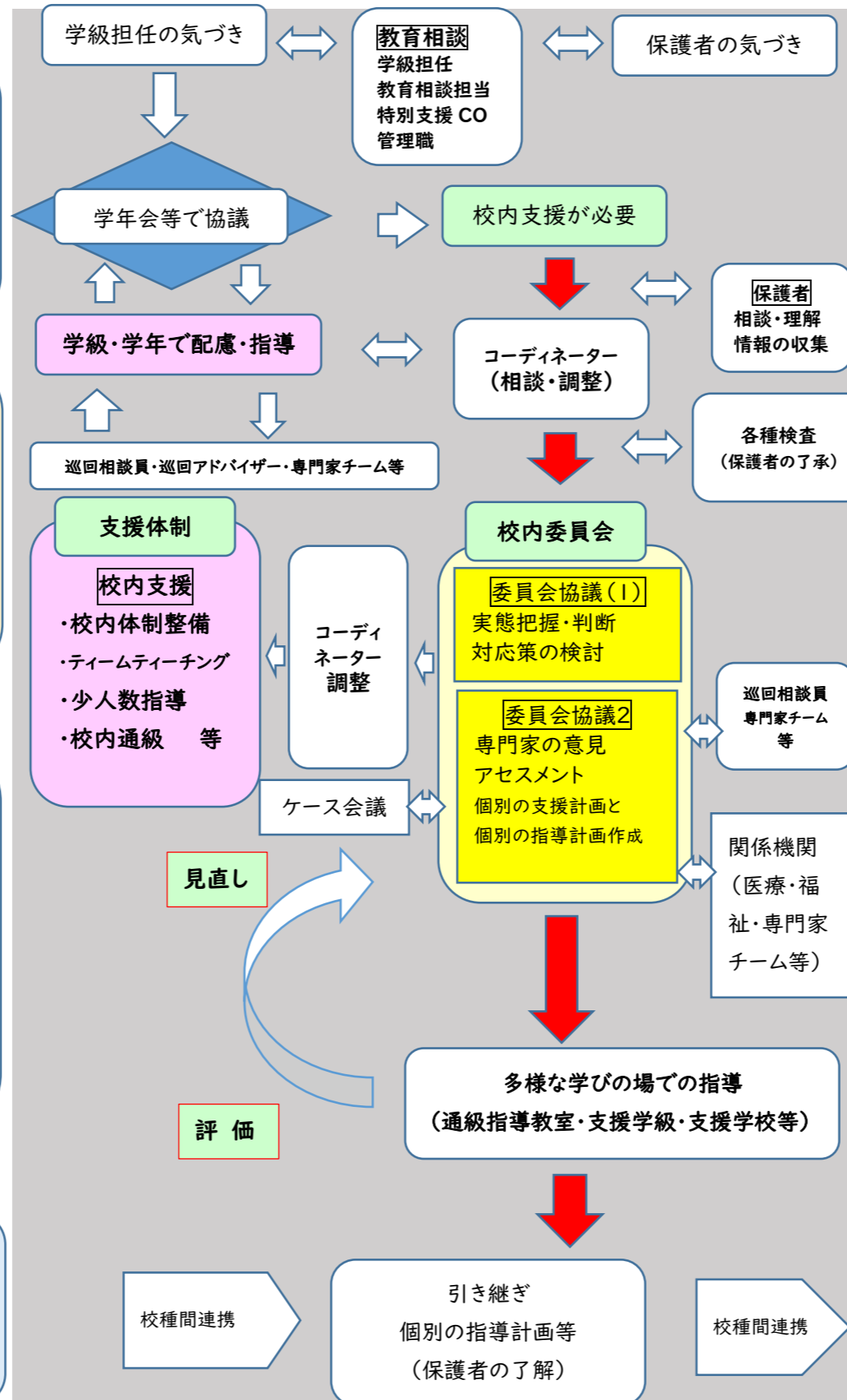
特別支援学級の指導

小・中学校の特別支援学級では、子供一人一人の障害を正しく理解するとともに、個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や必要な支援が行われています。子供の障害の状態や特性などに応じて、特別支援学校の教育課程を参考に、弾力的な教育課程を編成し指導や支援を行っています。通常の学級の子供たちと各教科や学級活動、学校行事などをともに「交流及び共同学習」など、相互の密接な連携のもとに指導が行われています。学級の定数は最大8名までとなっています。(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・虚弱、言語障害、情緒・自閉障害が対象)

特別支援学校の指導

特別支援学校には「視覚障害」「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」の学校があります。子どもの生きる力を育むことを目指し、自立し社会参加するための豊かな教育内容・方法を工夫したきめ細やかな指導が行われます。

校内支援の流れ



特別支援教育における校内の具体的支援体制

支援体制	内容
※担任(教科担任)が学級の中で配慮や支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度や状態の把握(児童理解) ・個への配慮(教科書の使い方・プリントの工夫・座席の工夫) ・板書の工夫や写真等の活用・教材・教具の工夫 ・約束を取り決めて、実行・評価を行う。 ・ICTの活用 ・UDの工夫 ・学級経営(集団づくり)の工夫
※職員が協力体制で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒の対応を図る(教室から抜け出した時フォローする役目等) ・学習指導等で共同学習を行う ・チームティーチングを行う ・児童生徒の問題行動時(緊急時)の対応
※個別の指導 「特別支援教育支援員の配置」 「学習支援員の活用」 「通級指導教室」 「特別支援学級」	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家チーム及び巡回相談員、専門家等から適切なアドバイスを得ながら支援に当たる。 ・個別の支援計画・指導計画に沿って指導に当たる。 ・特別支援教育支援員に協力を得ながら支援に当たる。 ・学習支援員と連携を密にし支援に当たる。 ・通級指導教室で、個の教育的ニーズに応じた指導に当たる。 ・特別支援学級で、個の教育的ニーズに応じた指導に当たる。
※巡回相談等の活用 ※福祉機関の活用 ※医療機関の活用 ※特別支援学校の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家チーム及び巡回相談員、専門家等から適切なアドバイスを得ながら支援に当たる。 ・放課後、児童デイサービス等の活用を図り家庭への支援を考える。 ・服薬や定期的に療養を受けている場合はその療養(医療)機関と情報共有する。 ・特別支援学校から特別支援教育のノウハウについてアドバイスをもらう。

【特別支援教育支援員の配置について】

- ◇基本的には身辺自立に支援を要する児童生徒が対象となります。
- ◇個別の教育支援計画・指導計画を作成して支援を行う。
- ◇校内委員会による全校体制で取り組みを行う。
- ◇小学4年生までを基本とし、支援がなくても児童生徒が「自立」できるよう計画的・系統的な支援を行う。

学びの場と障害(困難さ)の程度

	特別支援学校	特別支援教室	通級による指導
視覚障害	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助を必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	/
	二 知的障害の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの		
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの		
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患、その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの		
言語障害	/	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因する者でない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因する者でない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・情緒障害	/	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害	/	/	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
ADHD	/	/	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
根拠	学校教育法施行令第 22 条の 3	平成 25 年 10 月 4 日付 25 文科初第 756 号初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」	

令和6年度 就学申請にかかるスケジュール

月	幼児教育施設	小・中学校	教育委員会
1月	次年度に向けての実態把握		
2月	・園内で支援が必要な子どもに小学校と連携し、保護者の学校見学などを調整する。	・校内委員会で支援が必要な児童生徒を把握し、次年度の教育支援委員会への申請等を含め保護者への情報提供をし、 「就学支援申請引き継ぎ書」の提出	・アンケート収集・課題分析 ・次年度に向けた「教育支援委員会」「特別支援教育担当者連絡会」の開催
3月			
4月	・「個別の支援計画・指導計画」を基に園長・担任・コーディネーターで検討し、保護者と合意形成を図り申請への同意を図る	・「個別の教育支援計画・指導計画」を基に校内支援員会で検討し保護者との合意形成を図り申請への同意を図る	・就学支援申請の文書発送 「就学支援保護者向け説明会の案内」関係機関、保護者へ発送 ・「特別支援教育担当者連絡会」 【4月24日(水)】
5月	・保護者へ「就学支援保護者向け説明会」について周知 ・保護者と連携して申請書の作成	・保護者と連携して申請書の作成 ・調査・検査の日程調整、対応 ・巡回相談、専門家等と相談	・「就学支援保護者向け説明会」 【5月14日(火)】 ・就学支援申請のための知能検査メチ【小2～中2:5月31日】 ・「教育支援委員会」 【6月5日(水)】
6月	申請期間【6月3日(月)～6月28日(金)】 ※ 5歳児・小学校1年生のみ7月31日(水)まで受付		
7月	【申請に必要な書類】 ① 様式1(対象者全員) ② 様式2もしくは様式3(幼児教育施設は様式4) ③ 心理検査(知能検査・発達検査等) ④ 診断書(※視覚・聴覚・肢体不自由・病弱・言語) ※療育手帳・精神手帳等保持している場合は提出 ※特別支援学校申請者は診断書が必須。		
8月	◇「教育支援委員との面談」 【7月～8月】 ◇判定意見検討会 ① 9月10日 ② 9月26日 ③ 10月16日 ④ 10月30日		
9月	措置替え申請締切【10月31日(木)】		
10月	・保護者との合意形成 「保護者の意見書」提出	・保護者との合意形成 「保護者の意見書」提出	・就学支援申請のための知能検査メチ【小2～中2:11月29日】 【5歳・小1:12月13日】 ・「判定結果」通知
11月	判定結果通知【11月中旬～12月上旬】		
12月	・保護者との合意形成	・保護者との合意形成	・保護者との合意形成 ・県への申請(支援学校) ・県への申請(通級教室) ・県への申請(支援学級) ・各校の支援学級数の決定
1月	県教育委員会より回答		
2月	次年度に向けての取り組み		
3月		・就学支援申請「引き継ぎ書」の提出	